議案第24号

おいらせ町農村公園条例の一部を改正する条例について

おいらせ町農村公園条例(平成18年おいらせ町条例第122号)の 一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成28年3月3日提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

提案理由

豊栄地区農村公園を農村公園として追加し、並びに農村公園の管理に 関し、必要な事項を定めるため提案するものである。 おいらせ町農村公園条例の一部を改正する条例

おいらせ町農村公園条例(平成18年おいらせ町条例第122号)の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のとおり改める。

番号	名称	位置
1	住吉地区農村公園	おいらせ町緑ヶ丘一丁目50番地1355
2	阿光坊地区農村公園	おいらせ町阿光坊105番地150
3	新敷地区農村公園	おいらせ町瓢70番地1
4	秋堂地区農村公園	おいらせ町木崎24番地1
5	木ノ下地区農村公園	おいらせ町木ノ下東3759番地29
6	豊栄地区農村公園	おいらせ町豊栄一丁目159番地3

第6条を第10条とし、第3条から第5条までを4条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の4条を加える。

(行為の制限)

- 第3条 農村公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、町長 の許可を受けなければならない。
 - (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
 - (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
 - (3) 興業を行うこと。
 - (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために農村公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- 2 町長は、前項各号に掲げる行為が公衆の農村公園の利用に支障を及 ぼさないと認める場合に限り、同項の許可を与えることができる。
- 3 町長は、第1項の許可を与える場合において、管理上必要な条件を付すことができる。

(行為の禁止)

- 第4条 農村公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 農村公園及びその施設、設備等を損傷し、又は汚損すること。

- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止めて置くこと。
- (8) みだりに火気を使うこと。
- (9) 農村公園をその用途外に利用すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が農村公園の管理上特に必要があると認めて禁止すること。

(原状回復の義務)

- 第5条 利用者は農村公園の利用が終わったとき、又は利用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。
- 2 利用者が前項の義務を履行しないときは、町長が当該利用者に代わってこれを執行し、その費用を利用者から徴収する。

(損害賠償)

第6条 故意又は過失により農村公園の施設、設備、備品等をき損し、 又は滅失した者は、町長の指示するところに従って、これを原状に回 復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別 な理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することがで きる。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。